

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第74回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和3年6月24日（木）14：00～14：54

Web審議による開催.

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、谷川 史郎、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

佐々木郵政行政部長、菱沼郵政行政部企画課長、渋谷郵便課長、
広瀬信書便事業課課長補佐、櫻井信書便事業課課長補佐
事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）分科会長の選任及び分科会長代理の指名について

（2）諮問事項

ア 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省
令案【諮問第1215号】

イ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定の認可並びに信書便管理
規程の設定及び変更の認可【諮問第1216～1218号】

開 会

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会、郵政行政分科会（第74回）を開催いたします。

本日は、4月18日において、総務大臣からの任命及び郵政行政分科会所属委員の指名後、初めての会合でございますので、委員の皆様のご互選により分科会長が選任されるまで、事務局において議事進行を務めさせていただきます。

本日は委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

なお、第66回から第73回までの情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会につきましては、メールでの審議を開催いたしましたので、この場を借りて御報告させていただきます。それぞれの概要につきましては、総務省ホームページに掲載しております。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、分科会長の選任をお願いしたいと思います。

情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任する旨を定めておりますが、どなたか御推薦等がございますでしょうか。

○谷川委員 谷川ですけれども、よろしいですか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 お願いいたします。

○谷川委員 皆様それぞれ御見識のある方々ばかりだと思いますけれども、前期の郵政行政分科会長代理をされており、郵政行政について高い見識をお持ちである、佐々木委員が適任だと考えますので、佐々木委員を御推薦申し上げます。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 ただいま谷川委員から、佐々木委員を分科会長にとの御推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか

（「異議なし」の声あり）

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、佐々木委員を郵政行政分科会分科会長に選任することとし、この後の議事の進行は佐々木分科会長をお願いしたいと思います。

それでは、進行をお願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。明治学院大学の佐々木でございます。ただいま分科会長に選任されましたので、一言御挨拶させていただきたいと思っております。

当分科会で審議するものは、郵便事業及び信書便事業などございますが、いずれも国民生活を支える大変重要なものと考えております。今後とも当分科会の役割はますます重要になってくるものと思われまますので、委員の皆様方、関係の皆様方の御支援、御協力を賜り、円滑な審議運営を図ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと思っております。

分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により、分科

会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

分科会長代理には、全日本印刷工業組合連合会 顧問、六三印刷株式会社 代表取締役 会長の島村委員にお願いしたいと思っております。皆様、いかがでしょうか。

○島村委員 承知いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、お引受けいただきましたので、島村分科会長代理に一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○島村分科会長代理 承知いたしました。

佐々木分科会長を補佐し、委員の皆様の御協力を得た上で、的確に審議を進めるよう、分科会長代理として尽力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

それでは、本日はWe b 審議を開催していることから、皆様御発言の際はマイク及びカメラを御発言の際オンにして、名乗ってから御発言お願いたします。

また、傍聴につきましては、We b 会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、御手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

初めに、諮問第1215号「民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」、総務省から説明をお願いいたします。

○広瀬信書便事業課課長補佐 信書便事業課の課長補佐をしております広瀬と申します。

諮問第1215号、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案、こちらにつきまして、私から御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料74-1でございます。

まず、資料の構成でございますけれども、1ページに諮問書、その別添としまして、2ページから改正省令案をつけてございます。また、7ページに改正省令案の概要、8ページに意見募集の結果、それから、10ページから横書きの説明資料をつけておまして、17ページ以降については、参考として、今回の省令の改正の契機となりました改正法の資料を添付してございます。御確認いただければと思っております。

それでは、御説明に入りたいと思っております。

まず、今回の改正省令案の内容に入る前に、民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法と呼んでおりますが、こちらの概要を御説明したいと思います。

15ページを御覧ください。

信書便法は郵便法と相まって、信書の送達の役務につきまして、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としておまして、郵政事業の公社化と同じ平成15年4月に施行いたしました。

信書便法では、信書の送達の役務を提供する事業として、全国全面参入型でございます。一般信書便事業と、特定サービス型である特定信書便事業の2類型を定めておまして、このうち一般信書便事業とは、手紙やはがきなど、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量小型の信書便物が差し出された場合に、全国におきまして、必ず

引き受け、配達するサービス、こちらは法律上、一般信書便役務とされておりますが、この提供を必須としまして、全ての信書の送達が可能なる事業ということになります。いわゆるいいとこ取り、クリームスキミングを防止し、日本郵便との対等な競争条件を確保するための所要の要件を課しているものでございます。

今回の改正省令案につきましては、この一般信書便事業について定めるものでございます。

もう1つ、特定信書便事業でございますが、こちらは付加価値の高い特定の需要に対応するサービス、こちら特定信書便役務と法律上は規定されておりますが、こちらのみを提供する事業でございます。類型としまして、信書便法第2条第7項第1号の役務でございます、長さ、幅、厚さの合計が73センチを超え、または、重量が4キログラムを超える大型信書便サービス。2つ目として同項第2号の役務でございます、信書便物が差し出されたときから3時間以内に当該信書便物を送達するサービス。3つ目として同項第3号の役務でございます、料金の額が、国内におきましては800円を超える高付加価値サービス。この3つが類型としてございます。

現在一般信書便事業への参入者はございませんが、特定信書便事業者につきましては、現時点で565社に上っております。

それでは、11ページにお戻りをいただきまして、御覧いただければと思います。

本件は、昨年11月27日に可決成立しました、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律、以下、改正法と呼ばさせていただきますが、こちらが本年5月1日に施行されたことに伴いまして、その細則を定める信書便法施行規則の一部改正について諮問させていただくものでございます。

11ページの真ん中ほどでございますが、まず、改正法の背景及び内容でございます。郵便につきまして、2019年9月10日の情報通信審議会の答申を踏まえまして、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持、急増する荷物の配達ニーズへの対応を通じまして、利用者利便を確保するために、通常郵便物の配達頻度や送達日数に係る見直しなどを内容とする郵便法の改正を行いました。

そして、信書便法につきましても、これに併せまして、日本郵便と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便法と同様の改正を行っております。

具体的に3点になります。

1つ目は、一般信書便物の配達頻度の見直しになります。一般信書便物につきましては、これまで週6日以上配達することとされておりましたが、改正法におきまして、週5日以上配達に緩和をいたしました。

次に、2つ目、一般信書便物の送達日数の見直しになります。こちら一般信書便物につきましては、これまで、差出しの日から原則3日以内に配達するとされておりましたが、改正法によりまして、原則4日以内の配達に緩和をいたしました。

最後に、3つ目でございますが、割引が可能な信書便物の範囲の拡大でございます。

今回の信書便法施行規則の一部改正につきましては、1つ目でございます、一般信書便物の配達頻度の見直しと、2つ目の一般信書便物の送達日数の見直し、こちらの細則を定めるものになります。

なお、郵便法施行規則の改正につきましては、改正法の附則に準備行為規定が設けら

れておりまして、法施行前に本審議会に諮問をさせていただくということが可能となっております。これに従いまして、本年の2月、3月に本審議会に諮問し答申をいただいた上で、改正法の施行と同日の本年5月1日に施行となっております。

それでは、次のページ、12ページになります。

こちらが今回の改正省令案の内容ということでございまして、こちらにつきまして、御説明させていただきます。

まず、配達頻度の見直しの関係でございまして。先ほど御説明しましたとおり、一般信書便物につきましては、これまで週6日以上配達とされておりましたが、改正法によりまして、週5日以上配達することに緩和をされました。

これを受けまして、①でございまして、事業許可基準の関係になりますが、休配日として許容する具体的な日につきまして、現行におきましては、事業計画に定めております毎週1日特定の曜日となっておりますが、これを、改正法を受けまして、毎週1日又は2日特定の曜日に改正をいたします。

次に、送達日数の見直し関係でございまして。②ですが、送達日数に算入しない日につきまして、現行では許可に係る事業計画に休配日として定めまして毎週1日特定の曜日となっておりますが、これを毎週1日又は2日特定の曜日に改正をいたします。

また、同じく送達日数の見直しの関係でございまして。③になりますが、地理的条件などによりまして、例外的に送達日数が4日を超えることが許容される場合の上限送達日数を省令で定めることとなっておりますけれども、具体的には、現行では、1日1回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島の場合は14日、これ以外の離島の場合は5日と定めておりますが、それぞれこれを1日延ばす改正をいたします。

この他でございまして、現在「宛」という字が常用漢字とされていることを踏まえまして、「あて」という平仮名になっているところを漢字に改正する。また、認可を要しない事業計画の軽微な変更につきまして、先ほど出てきましたが、休配日として定めまして毎週1日特定の曜日の変更を、毎週1日又は2日特定の曜日の変更に改正をする。さらに、申請様式を今回の改正に合わせまして改正するといったような規定の整理を行うこととしてございまして。

12ページの説明は以上でございまして、13ページにつきましては、12ページの①の配達頻度の見直し関係につきまして、法律と施行規則の関連箇所をつけております。また、14ページにつきましては、12ページの②、③の送達日数の見直し関係の法律と施行規則の関連箇所を参考までにつけさせていただいております。

以上が改正省令案の内容になりますけれども、最後に、8ページにお戻りをいただきまして、今回の改正省令案につきましては、郵便法施行規則の改正案とともに、今年の1月16日から2月15日まで、意見募集、パブコメを実施いたしまして、その結果、5件意見が提出されておりますが、本件の信書便法施行規則の関係につきまして意見はございませんでした。

御説明は以上となります。何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能のほうにお申出いただけますでしょうか。

実積委員、御質問をよろしくお願いいいたします。

○実積委員 初めまして、中央大学、実積でございます。よろしくお願いたします。

単純な質問ですけれども、今回の省令の改正について、毎週1日又は2日の特定の曜日と書いているのですけれども、これは土曜日、日曜日に限った話じゃないと思うのですが、そういう理解でよろしいのかということと、その場合、先ほどのパブコメに対する回答で、土曜日がなくなるのは困ることに関して、土曜日とは限らないことを返事する必要はなかったのかという、その2点をお伺いします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、総務省からお願いいたします。

○広瀬信書便事業課課長補佐 総務省でございます。御質問の点につきまして、まず、御指摘のとおり、一般信書便事業者につきましては、土曜日、日曜日に限る訳ではございませんで、参入があった事業者が、事業計画におきまして休配日として定めた曜日につきまして、そのような取扱いをするということでございます。

また、パブコメの意見でございますが、信書便の関係につきましては、参入事業者がいないことから、土曜配達を行わないかどうかにつきましては不明となっております。このため、基本的には土曜配達がなくなることに関する意見につきましては、日本郵便株式会社のサービスに対する御意見として、このような回答をさせていただいております。

○実積委員 了解しました。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

その他に御意見、御質問などございますでしょうか。

特に御意見など、その他にございませんようでしたら、諮問第1215号につきましては御手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申させていただきます。ありがとうございました。

○広瀬信書便事業課課長補佐 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 では、続きまして、諮問第1216号から1218号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定の認可、並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」に移ります。

本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、本議題の審議は非公開とさせていただきましたので、総務省から説明をお願いいたします。

○櫻井信書便事業課課長補佐 信書便事業課の課長補佐の櫻井と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

諮問第1216号の特定信書便事業の許可について、諮問第1217号の信書便約款の設定の認可について、それから、諮問第1218号の信書便管理規程の設定及び変更の認可、こちら3件について御説明をさせていただきます。

まず、特定信書便事業を行うためには総務大臣の許可が必要となります。また、信書便約款、これは信書便の役務に関する提供条件、信書便の役務の名称ですとか、内容ですとか、引受けの条件などについてまとめたものですが、こちらについての認可が必要となります。

それから、信書便管理規程、こちらは信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項をまとめたものです。例えば、信書便を四輪の自動車で配達する場合には、車から離れる場合にはきちんと鍵をかけることですとか業務の管理に関してまとめたものです。これらについて、総務大臣の認可を受けることが必要となっております。

今回これらの事業の許可、信書便約款、管理規程に関して認可をすることについて諮問をさせていただくものでございます。

資料74-2を御覧ください。

今回特定信書便事業への新規参入希望者が10者おりました、いずれも信書便法に掲げる基準に適合しておりますので、許可することとしたく諮問させていただくものです。

ページをおめくりください。

まず、1ページ目が諮問書でございます。今ほど申し上げました許可に関しての諮問になります。

ページをおめくりください。全体の通し番号の3ページ、そして、4ページ目になります。

こちらが今回の申請者と提供するサービスの概要となります。それぞれの申請者が営んでいる主な事業につきましては、貨物運送事業者が8者で、6番の三重総合警備保障、それから、9番のスピナ、こちらも両社は貨物運送事業も営んでいるところでございます。

次に、申請者が予定しているサービスについて簡単に御説明をさせていただきます。

まず1番目が、3ページの1番上のケンコーになります。1号役務につきまして、既存顧客のガス会社の支社などの関連会社間を巡回、定期集配する役務を見込んでおります。

次の田村運送は、1号役務と3号役務ですが、既存顧客の自動車関連業者から差し出される契約書などの送達を見込んでいます。

3号役務につきましては、専用ケースに入れるなど、セキュリティを高めた役務を予定しております。

それから3番目、こちらロマと読みます。こちらは3号役務のみの予定です。ROMAは貨物自動車運送事業の他、輸出入手続の代行を行っておりまして、既存顧客の通関の業者関連の自動車などから差し出される契約書などを送達する役務を見込んでおります。

4番目が、スワロー輸送でございます。こちらは1号役務と3号役務を予定しておりまして、大手デパート、スーパーなどを巡回する役務を見込んでおります。3号役務については、こちらもセキュリティを高めたものとして予定しております。

5番目が、トレードトラストです。こちらは1号役務と3号役務を予定しております。1号役務は既存顧客の機械部品の製造業者などの本社や工場の定期集配、3号役務につきましては、自動車の部品製造業者から差し出される契約書などを専用のケースに入れて送達するといった役務を見込んでおります。

続きまして、4ページになります。

6番目の三重総合警備保障です。こちらは1号役務と3号役務を予定しております。1号役務は金融機関の本店・支店間の信書の送達、3号役務は金融機関から差し出される契約書などを見込んでおり、セキュリティを高めたものを予定しております。

7番目が共立トランスポート、こちらは1号役務を予定しております。生命保険会社の本社ですとか支社を巡回する役務を見込んでおります。

8番目が井上運輸倉庫で、こちらは1号役務と3号役務、1号役務は食料品の製造業者などの本社・支店を巡回する役務、3号役務は既存の顧客から差し出される契約書などの送達を見込んでいるものでございます。

9番目がスピナです。こちらは1号役務を予定しております。既存顧客が製鉄会社の子会社ということで、製鉄会社の子会社の支店や拠点巡回する役務を見込んでおります。

最後、10番目が丸野です。こちら1号役務のみを予定しております。既存顧客のフランチャイズの本部と各小売店を巡回する役務を見込んでおります。

次のページからは、信書便法の許可基準の適合性との関係になります。ページをおめくりください。

まず、5ページの表ですが、各申請者の横に引受けの方法と配達の方法を記載しております。引受けの方法としましては、営業所での引受け、指定場所での引受け、巡回先での引受け、定期集配先での引受けがございまして、配達の方法につきましては、対面直接してお渡しする、あるいは、郵便受箱への投函ですとか、メール室への配達がございます。

各申請者それぞれ事業計画を申請に当たって出させていただいておりますが、そちらに明確に規定されております。

6ページも同様になります。

では、ページをおめくりください。7ページでございます。

7ページは提供サービスの概要で、今申しあげました各サービスにつきまして、イラストなどでお示したものです。御参考として御覧いただければと思います。

次、8ページが信書便事業収支の関係になります。

まず、収入の部としてまとめたものでございます。右端の収入の見込みでございますが、各事業者におきまして、既存顧客に対するヒアリングに基づく利用見込みの通数ですとか、契約を見込んでいるお客様との間で予定している契約額などを考慮して算出したものです。

単価を記載しておりますが、3号役務につきましては、信書便法上、800円を下回らないものと定めてございまして、いずれも3号役務につきまして800円を超えているものとなっております。

次の9ページも同様になっております。

それから、10ページでございます。こちらは事業収支見積りの支出と利益の部としてまとめたものでございます。事業収支見積書を申請する際に出していただいておりますが、事業開始初年度と翌年度について作成していただいております。

まず、信書便事業の支出のところですが、各申請者が項目ごとに積み上げた金額ですとか、あるいは、貨物業者などを行っているケースがございますので、そういった他の事業との兼業する事業と収入比などによって案分しまして、算出したものとなっております。

事業の収入から事業支出を引いた信書便事業の営業利益、右から2列目にまとめてございますが、こちら全社初年度、翌年度ともプラスになっております。

ページをおめくりいただいて、11ページも同様となっております、事業収支に特段の問題はなく、妥当なものとして判断しているところでございます。

それから、12ページ、こちら資金計画でございます。これは信書便事業の開始に要する資金と各申請者の純資産の額をまとめたものとなっております。事業の開始に要する資金ですが、人件費については2か月分、あるいは、駐車場ですとか、地代、家賃については1年分など各経費を合計したものを記載しております。

各申請者ですけれども、直近の決算年度におきまして、債務超過といった状況にはなっておりません。また、純資産もこちらにございますようにプラスの状況でございます。

この事業を始めるに当たって必要な資金については、各社とも全額自己資金による調達が可能となっております。

以上が許可申請の概要となりまして、次からが審査結果になります。

ページをおめくりいただき、13ページになります。

こちらは、信書便法第31条に定めております特定信書便事業の許可の基準に基づき審査したものでございます。

まず、項目の1番目ですが、その事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適正なものであることにつきましては、先ほど御説明させていただきましたが、引受けですとか、配達の方法が、各申請者の事業計画に明確に記載されているということ、それから、1社委託を予定している案件がございますが、委託の場合におきまして、信書便管理規程の遵守義務がある者が直接引受け、配達することとなっております。こちら信書便法上、信書便事業者とその従業者は信書便の管理規程を守らなければならないこととされておりまして、遵守義務がございます。

今回申請者の中で1社業務の一部委託を予定しておりますが、信書便物の保護のために、受託者にも管理規程の遵守義務を課す予定であることを確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、今回許可申請をした10者の事業の計画、項目1につきまして、いずれも信書便物の秘密を保護するために適正であると判断しております。

次が項番2のその事業のその遂行上適切な計画を有するものであることについてですが、こちら、まず事業収支見積書です。対象年度、初年度と翌年度を対象にしたものがございまして、算出方法ですが、先ほど御説明させていただいた方法、収入は既存顧客へのヒアリングですとか、支出のところは各費用の案分ですとか、積み上げることによって算出されておきまして、適正かつ明確に算出されております。

また、次の14ページになりますが、役務の内容でございます。1号役務ですけれども、取扱いのサイズが73センチを超えるか、あるいは、4キログラムを超えるといったこと、あとは、3号役務につきましては800円を超えるといった法の規定に適合していることを確認しているところでございます。

また、業務委託を予定しているところがございますが、こちらは自ら業務を実施するにより委託が経済的であるといったことなどにつきまして確認しているところでございます。

以上を踏まえまして、項番2ですが、今回許可申請をした10者は事業遂行上適切な計画を有しており、基準を満たしており、妥当なものと考えているところでございます。

項番3です。その事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であることですが、まず、資金ですが、先ほど御説明したとおり、特に問題なく、また、いずれの申請者も貨物法制上必要となる許可などは既に取得していることを確認している状況でございます。

以上踏まえまして、今回許可申請をした10者につきまして、事業を適切に遂行する能力を有し、基準を満たしていると判断しております。

また、4番目でございますが、いずれのものも信書便法第8条に規定する欠格事由に該当しないことを確認している状況でございます。

欠格事由ですけれども、例えばですけれども、1年以上の懲役ですとか、または、禁錮の刑に処せられ、その執行の終わり2年を経過しない者ですとか、信書便事業の許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過しない者、法人の場合、役員にこれらに該当する者があることとなりますが、いずれもこの欠格事由には該当していないということでございます。

以上、まとめまして、各社とも信書便法に掲げる許可基準に適合していると認められることから、許可をすることといたしたいと考えているところでございます。

では、続けて説明させていただきたいと思えます。

次は、資料74-3、諮問第1217号の信書便約款の設定の認可についてでございます。

冒頭にも申し上げましたが、信書便事業者、信書便の役務に関する提供条件につきまして、信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないとされております。今回10者から新規の信書便事業の許可がございましたが、そのうちの8者につきましては標準信書便約款と同一の約款を定めるということで、それを除く2者、スワロー輸送、三重総合警備保障から約款の設定の認可申請がございました。

補足しますと、今申し上げました標準信書便約款ですが、信書便法上、信書便事業者が標準信書便約款と同一の約款を定める場合、その約款は認可を受けたものとみなすとしております。

では、ページをおめくりさせていただきたいと思えます。

まず、1ページが諮問書になります。今申し上げましたスワロー輸送と三重総合警備保障の約款の設定につきまして認可することとしたいというものでございます。

次の2ページ、3ページの別紙1が約款設定の認可申請の概要、それから、4ページ、5ページの別紙の2が審査結果の概要としてまとめたものでございます。

別紙1の認可申請の概要ですが、スワロー輸送、それから、三重総合警備保障のいづ

れの約款につきましても、役務の名称ですとか内容、それから、引受け、配達の内容などにつきましても規定されております。

続いて、4ページの別紙2の審査結果の概要を御覧いただければと思います。

こちら審査結果はいずれも適としてございますが、スワロー輸送、三重総合警備保障につきましても、役務の名称ですとか内容、引受け等につきましても、適正かつ明確に定められていると判断しているものでございます。

また、5ページのところでありますが、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするような規定もないということで、こちら2者とも法令上の認可基準に適合していると認められることから、認可したいと考えているものでございます。

続けて、信書便管理規程に関するものでございます。

資料74-4の信書便管理規程の設定及び変更の認可についてでございます。

こちら冒頭申し上げましたが、信書便事業者はその取扱いに係る信書便物の秘密を保護するために、信書便の業務の管理に関する事項について、信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととなっております。

また、変更する場合も、総務大臣の認可が必要となっております。

ページをおめくりいただけますでしょうか。

1ページ目が諮問書、そして、2ページから5ページが別紙1として申請の概要がございます。

まず、今回新規の事業許可申請のあった10者からの管理規程の設定の認可についてです。こちら別紙1、通し番号2ページにございますように、信書便物の取扱いについての責任者でございます信書便管理者の選任ですとか職務、それから、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法ですとか、事故発生時の措置、教育、訓練などについて定められているところでございます。

こちらは設定の認可申請になりまして、次に4ページでございますが、変更の認可申請の概要というものをおつけしてございます。こちらはウィズ、それから、関東福山通運、琉球パートナー物流の3者から申請があったものでございます。

ウィズと琉球パートナーにつきましては、送達方法の追加に伴うもの、ウィズにつきましては航空便ですとか船舶等、琉球パートナーにつきましては、原付1種、2種等、バイク、そうした送達手段の追加に伴うものでして、関東福山通運につきましては、信書便管理者の選任というものを管理規程で定めておりますが、そちらの役職名の変更というものがございます。

それから、3者共通して、顧客情報の管理を変更することとしておりますが、こちらにつきましては、平成29年5月に個人情報保護法、それから、信書便事業分野における個人情報保護ガイドラインというものの改正がございまして、そちらの規定ぶりに合わせた変更を今回その他の規定の変更と併せて行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページ、7ページの別紙の2が新規申請分の審査結果の概要でございますが、信書便管理者の選任など、各項目適切に定められていると考えているものでございます。

そして、次の8ページですけれども、変更の認可申請の審査結果の概要でございますが、こちらにつきましても、いずれも適切に定められているので認可したいと考えてい

るところでございます。

諮問事項については以上となりますが、参考1及び参考2をつけてございます。こちらは信書便事業への参入状況をまとめたものでございまして、まず、参考1でございまして、こちら今回事業許可の申請が認められた場合の参入状況をまとめたものでございまして、参考2につきましては都道府県別の事業者の一覧でございます。

参考1の冒頭の表にございますように、今回10者が参入することになりますと、全部で575者となる予定となっております。

説明が長くなって恐縮ですが、以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしく願います。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申出ください。

○佐々木分科会長 それでは、異委員、よろしく願います。

○異委員 ありがとうございます。東京大学で行政法を研究しております異と申します。どうぞよろしく願います。

2つ目の諮問事項、第1218号に関してですけれども、内容は総務省で審査していただいたということで、私としては特に異論はないのですが、2社のみ標準信書便約款を作らずに独自の約款を作ったとこのことですが、参考までに、この2社が標準信書便約款と同一の約款を作らないと選択をした理由というか、どういう点が標準と異なっていたのかをお教えていただけますと幸いです。

○櫻井信書便事業課課長補佐 ありがとうございます。今回はスワロー輸送から聞いているのが、標準信書便約款というのがございますが、同社にとって必要がない条項は残したくないとこのことございまして、個別の約款を作りたいということ。それから、三重総合警備保障ですが、こちら総合警備保障グループ全体で信書便事業の許可の取得を進めておりまして、将来総合警備保障グループの連携を見据えまして、グループ間で共通ですとか、類似するような約款を設定したいとこのこと個別約款を選択したと聞いております。過去に総合警備保障グループから、10者ほどですけれども、許可申請がございまして、いずれも個別約款を設定することとしております。

○異委員 ありがとうございます。前者のスワロー輸送は自社にとって不要な条項は消したいということだったのですけれども、それを消した上でもなお総務省の基準は満たしていると、確認までですけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○櫻井信書便事業課課長補佐 はい、そこは見ております。

○異委員 ありがとうございます。以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、三浦委員、よろしく願います。

○三浦委員 御説明ありがとうございます。本日初めて参加させていただきます消費生活コンサルタントの三浦と申します。どうぞよろしく願います。

知識が乏しく、見当違いな質問だったら大変申し訳ないのですが、1つ教えていただきたいことがございます。それは、申請後認可を受けた後で、それらの会社が何らかの不祥事等を起こした場合、もちろん各社、社員教育等、様々な条件を満たして認可して

いるのでしょうか、例えば、それらの会社は何らかの不祥事等を起こした場合、分からないように再々委託をしていたとか、個人情報漏えい等だけではなく、犯罪とまでは言えないまでも、道義的にいかなものかというようなことを、仮にこれらの会社等が起こした場合の認可取消しの案件とか、どうされているのかお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○櫻井信書便事業課課長補佐 ありがとうございます。

まず、許可後ですけれども、事業者に対して検査を行うこととしておりまして、毎年ではないのですけれども、一定の期間ごとに検査をすることとしております。その中で、例えば、無認可の委託ですとか、そういったものがありましたら、直ちに委託先の引受けを停止して自ら配達、送達するといった措置を取るとか、あるいは、約款ですとか管理規程をやっておりますが、約款に背くような提供のサービスがあれば、約款をきちんと整えるように、約款の変更の認可申請などすることとしております。仮に事業者で不適切な業務運営がありましたら、そこは監督官庁として対処しておりまして、そういったものを発見した場合には引受けを停止させる等々はしているところでございます。

○三浦委員 ありがとうございます。定期的な検査はどのぐらいの期間でなさっておられるのでしょうか。規程に書いてございますでしょうか。

○櫻井信書便事業課課長補佐 まず、新規に許可を受けた場合、引受けの実績があった場合、その翌年のタイミングでまず検査をしまして、そこで仮に何らか不適切なことがあれば、その次の年も検査することとしております。もし初年度の検査におきまして、特段指摘するような不適切な事項などがなければ、自主点検ということで、事業者としてどういうふうに業務をやっているかを御報告いただいて、それを活用しているところでございます。

○三浦委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

その他、御意見、御質問はございますでしょうか。

他に御意見ございませんようでしたら、よろしければ。

それでは、諮問第1216号から1218号につきましては、御手元の答申案のとおりで答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することにいたします。

○櫻井信書便事業課課長補佐 どうもありがとうございました。

○佐々木分科会長 どうもありがとうございました。

以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から、全体を通して何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうからは何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐 次回の郵政行政分科会は、別途御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

○佐々木分科会長 承知しました。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様御協力いただきましてどうもあ

ありがとうございました。

閉 会